

R F S 発 官 3 第 23 号

令 和 4 年 2 月 10 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長 高橋 泰成

使用前確認申請

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の九第三項の規定により，使用前事業者検査の確認を受けたいので，別紙のとおり申請します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 リサイクル燃料貯蔵株式会社

住 所 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1

代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 泰成

2. 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

名 称 リサイクル燃料備蓄センター

所 在 地 青森県むつ市

3. 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設

電気設備 無停電電源装置

 共用無停電電源装置

 電源車

 軽油貯蔵タンク（地下式）

 常用電源設備

4. 法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号

令和3年8月20日 原規規発第2108202号（第1回申請）

5. 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

構造、強度又は漏えいに係る検査（第一号*1）

期日 自 2022年（令和4年）4月上旬

至 2022年（令和4年）12月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

タマダ（株）関東工場

神鋼造機（株）大垣本社工場

機能又は性能に係る検査（第二号*1）

期日 自 2022年（令和4年）6月上旬

至 2022年（令和4年）12月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

神鋼造機（株）大垣本社工場

品質マネジメントシステムに係る検査（第三号*1）

期日 自 2022年（令和4年）3月上旬

至 2022年（令和4年）12月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

*1 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 第六条の二第1項

6. 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の開始の予定時期

2024年（令和6年）3月31日 *2

*2 工程の見極めの結果、変更があり得る。

7. 使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する時又は使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

なし

添付資料－1 工事の工程に関する説明書

添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

施工認可番号等 令和3年8月20日 原規規券第 2108207号(第1回 申請)	施設区分	設備区分	設備名称	設置場所	変更区分	検査項目	2021年度												2022年度			備考																								
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	1	2	3															
			経田貯蔵タンク (地下式)No.3	南東側高台	新設	材料検査 寸法検査 外觀検査 照付検査 状態確認検査 耐圧・漏えい検査 系統構成確認検査 運転・漏えい検査 機能・性能検査 QA検査(基本設計方針)																																							※5 埋戻し工事を含む	
			常用電源設備	予備電源から給電が必要な負荷までの母線を 含む電路となる範囲	新設	QA検査 QA検査(基本設計方針)																																								※6 高台受電設備を除く ※7 点検計画に基づく計画的点検

□:一号検査(構造、強度又は漏えいに関する検査)

◇:二号検査(機能又は性能に関する検査)

☆:三号検査(基本設計方針検査)

○:三号検査(品質マネジメントシステムに係る検査・組織)

◎:三号検査(品質マネジメントシステムに係る検査・検査記録の適切性)

工事の工程における放射線管理に関する説明書

リサイクル燃料備蓄センターは、建設段階にあることから、使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵しておらず、放射線管理区域の設定等の放射線管理のための特段の措置が不要な状態にある。

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定では、使用済燃料を収納した金属キャスクを施設に搬入する前までに、放射線管理に係る記載を段階的に追記していく旨明記し認可を得ており、これに合わせて、本説明書に、工事の工程における放射線管理の内容を記載する。

施設管理の重要度が高い系統，設備又は機器に関する説明書

使用済燃料貯蔵施設における施設管理の重要度について，「Q-2-M1 施設管理マニュアル」に従い，基本的安全機能を考慮し，下表に示す「重要度区分」に従い管理を行う。

施設管理の重要度区分	定 義
A	使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能*を確保するうえで必要な施設
B	基本的安全機能を確保するうえで必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設
C	A， B以外の施設

*：閉じ込め，遮蔽，除熱及び臨界防止の4機能

設工認第1回申請において，使用前確認を受けようとする対象施設のうち，施設管理の重要度が高い重要度区分Aの設備はない。別紙－1に各設備の施設管理の重要度区分一覧を示す。

なお，設工認第1回申請との関連において，設備の耐震クラスを併記する。

施設管理の重要度区分一覧

設工認の 認可番号	施設区分	設備区分	機器名称	施設管理 の重要度 区分	耐震 クラス
令和3年 8月20 日付け 原規規発 第2108202 号	その他使用 済燃料貯蔵 設備の附属 施設	電気設備	無停電電源装置	B	C
			共用無停電電源装置	B	C
			電源車1	B	C
			電源車2	B	C
			軽油貯蔵タンク (地下式) No. 1	B	C
			軽油貯蔵タンク (地下式) No. 2	B	C
			軽油貯蔵タンク (地下式) No. 3	B	C
			常用電源設備	B	C